

学校において予防すべき感染症に罹患した場合

医療機関にて学校保健安全法に基づく「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、下表の出席停止期間の基準に従って登校できません。この期間は欠席日数にカウントされませんが、学校所定の証明書（保健様式1）の提出が必要となります（保健様式1の内容を含む医師の診断書でも可）。

<参考>学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18、19条）

種類	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 <平成十年法律第百十四号>第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

